

広島県告示第二百九十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定によつて、昭和四十六年広島県告示第九十四号で指定した安芸津港風早地区の港湾隣接地域を次のとおり変更する。

平成二十一年三月二十六日

安芸津港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

一 地区名

安芸津地区（その一）

二 区域

基点一から基点一八までの各点を順次結んだ線及び最大高潮時の水際線によつて囲まれた区域

三 点の位置

基準点 三等三角点「風早」東広島市大字風早字山本二〇一一（北緯三四度一九分〇

〇秒七五八一、東経一三二度四八分一五秒六三〇四）

基点一 基準点から二〇五度の方向一、七四〇メートルの点

基点二 基点一から二九六度の方向一メートルの点

基点三 基点二から二五度の方向七メートルの点

基点四 基点三から二九六度の方向一九メートルの点

基点五 基点四から二六度の方向四六メートルの点

基点六 基点五から一度の方向七三メートルの点

基点七 基点六から九〇度の方向二六メートルの点

基点八 基点七から一度の方向六七メートルの点

基点九 基点八から八五度の方向二メートルの点

基点一〇 基点九から三五七度の方向六メートルの点

基点一一 基点一〇から八六度の方向四〇メートルの点

基点一二 基点一一から三五五度の方向九四メートルの点

基点一三 基点一二から二七六度の方向一五メートルの点

基点一四 基点一三から二六二度の方向二メートルの点

基点一五 基点一四から二七七度の方向六一メートルの点

基点一六 基点一五から三四八度の方向八二メートルの点

基点一七 基点一六から六〇度の方向七メートルの点

基点一八 基点一七から一一五度の方向六メートルの点